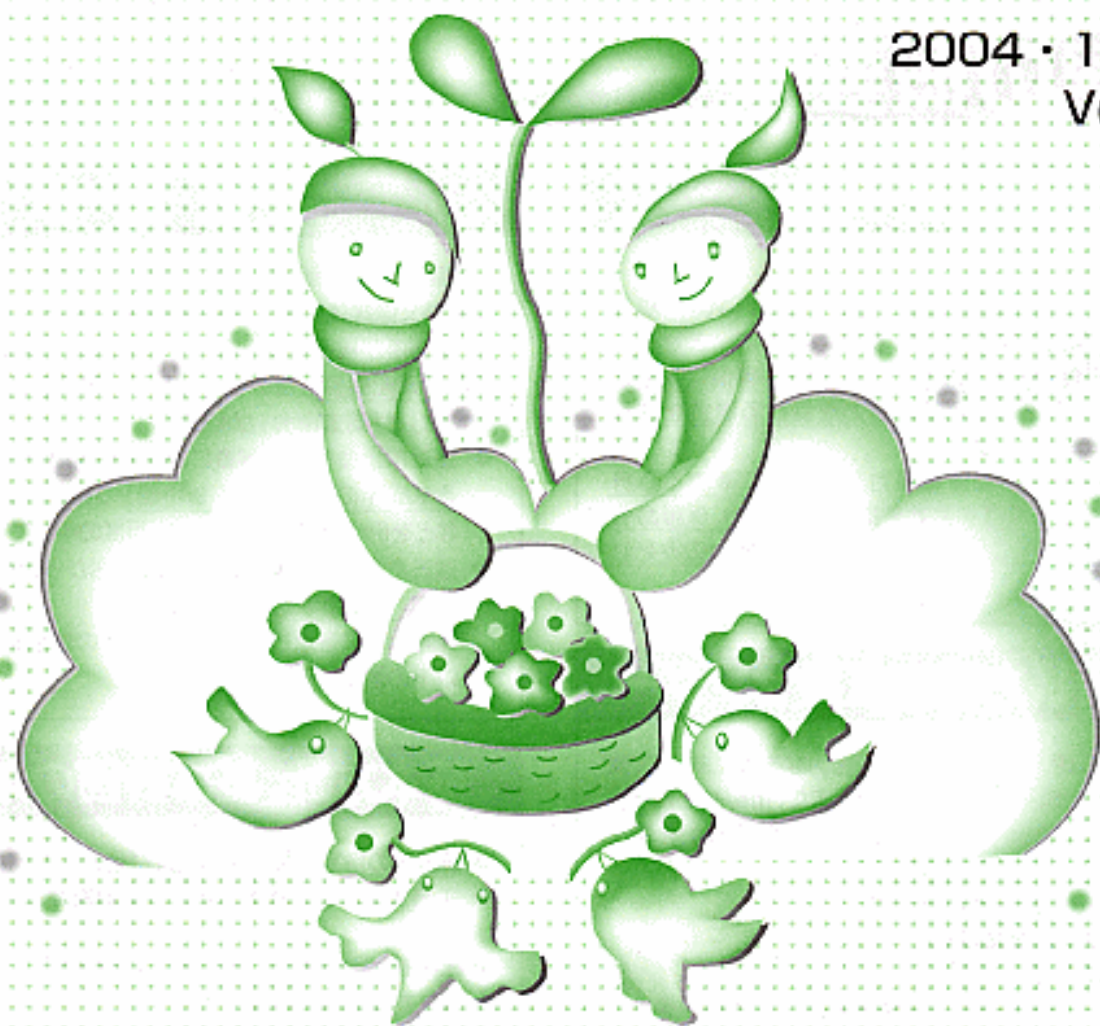


苫小牧市男女共同参画情報誌

ふりむ

2004・12月
Vol.6



目次

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました……………2・3・4
法律の概要…「法律の対象」「配偶者暴力相談支援センター」「保護命令」「基本方針、基本計画の策定等」 ～相談してください～
「児童虐待・女性に対する暴力(DV)」の専用ダイヤル
女性センターおすすりめ 本&ビデオ ……………4
「Re・Be ワークセミナー再就職準備講座」を開催しました ……………5
【女性センター講座】
【男女共同参画講座】を開催しました ……………6
【用語解説6】 固定的性別役割分担意識 ……………6
【データ】 育児休業の取得 ……………7
知っていますか?法律のこと! 「出産休暇」 ……………7
女性センター情報コーナー ……………8

「ふりむ」

「ジェンダーフリー(社会的、文化的につくられた性差からの解放)」と「ドリーム(夢)」を組み合わせた言葉です。男女平等と豊かな夢のある社会を目指しています。



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

女性に対する暴力撤回のためのシンボルマーク

これまでの「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)は、一部規定を除いて平成13年10月13日から施行され、平成14年4月1日全面的に施行されたものでしたが、3年が経過した今年見直しが進められ、平成16年12月2日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(改正DV防止法)が施行されました。改正法では、

法律の概要

(下線が主な改正点)

法律の対象

「配偶者からの暴力」

- ◆「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- ◆「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力のみを対象としています。

保護命令

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者(事実婚の者及び元配偶者を含みます。)に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

- ◆ 接近禁止命令→加害者に、被害者(被害者と同居している未成年の子についても可能)の身辺へのつきまといなどを6ヶ月間禁止するもの。再度の申立ても可能。
- ◆ 退去命令→加害者に、2ヶ月間、住居からの退去を命ずるもの。再度の申立ても可能。
保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設において、支援センターの機能を果たしています。また、市町村も自ら設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすることができるようになりました。

- ◆ 支援センターの具体的な業務は、
 - ①相談又は相談機関の紹介
 - ②カウンセリング
 - ③被害者及び同伴者の一時保護(ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。)
 - ④被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
 - ⑤保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
 - ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ◆ 支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努める。

基本方針、基本計画の策定等

- ◆ 被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務
- ◆ 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- ◆ 配偶者からの暴力の発見者による通報等
- ◆ 警察本部長等の援助
- ◆ 福祉事務所による自立支援
- ◆ 支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力
- ◆ 関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理
- ◆ 職務関係者に対する研修(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)
- ◆ 教育及び啓発
- ◆ 調査研究の推進
- ◆ 民間団体に対する援助
- ◆ 施行後3年を目途とした見直しの検討

「配偶者からの暴力に対する被害者の保護に関する法律」が改正されました



保護命令の対象を、子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2ヶ月に延長することなどを柱としています。

配偶者からの暴力とは

配偶者 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含められます。

*離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。

*保護命令は、身体的暴力のみ対象。

相談

いろいろな機関で相談を行っています。

※相談先は4ページをごらんください

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所などの施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が支援センターを設置することもあります。

- ①相談又は相談機関の紹介
- ②カウンセリング
- ③被害者及び同伴者の一時保護
- ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

警察

被害者の意志を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護

とりあえず加害者から逃れたい。

婦人相談所では各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。(一時保護は、民間のシェルター等に委託されることもあります。)

自立支援

自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

- 就業の促進(職業紹介、職業訓練等)に関する情報提供
- 住宅の確保(公営住宅等)に関する情報提供
- 支援(生活保護、児童扶養手当の支給等)に関する情報提供等

保護命令

加害者が近寄ってこないようにしたい。

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに限ります。

保護命令は2種類あります。

接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。(被害者と同居する未成年の子どもも対象となります。)

退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

期間は6か月です。

※事実婚の者及び元配偶者も申立てできます。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

保護命令の申立て

地方裁判所に申立てをします。

申立書には

- 身体に対する暴力を受けた状況
- 更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあることと認めるに足りる事情
- 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があることと認めるに足りる事情
- 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等を記載します。

※詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談下さい。

配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合は?

暴力を受けた状況などを記載した書面を作成の上、公証人役場で、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。

※公証人:公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員です。業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・地方自治体局にお問い合わせください。

手数料:公証人による認証についての手数料の額は11,000円です。

通報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、本人の意思は尊重されます。)

相談してください

児童虐待・女性に対する暴力(DV)の専用相談電話を開設しています。

苫小牧市児童家庭課では、児童虐待や女性に対する暴力(DV)の防止と被害者を支援するため専用の相談電話を開設しています。ひとりで悩まずに相談してください。また、通報もお寄せください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

ひとりで悩まずに
相談してください!

「児童虐待・女性に対する暴力(DV)」専用ダイヤル
(0144) 32-7400

開設時間 平日の午前8時45分から午後5時15分まで
※夜間・休日等の緊急連絡先は、市役所 (0144) 32-6111です。

関係機関窓口

- 道立女性相談援助センター(配偶者暴力相談支援センター) 011-666-9955
- 胆振支庁環境生活課(配偶者暴力相談支援センター) 0143-22-5286
- 苫小牧警察署 0144-35-0110
- ウィメンズ・サポート“結”(民間シェルター) 070-5600-8416

●苫小牧市における相談状況 (単位:件)

	13年度	14年度	15年度
DV相談	17	19	43
一時保護施設入所	8	9	11

女性センターおすすめ 本&ビデオ

●図書●

詳解 改正DV防止法

ぎょうせい

平成13年に出版された「詳解DV防止法」を平成16年の法改正を踏まえて改定したものです。法律の規定の解説、Q&AによりDVの理解を深めることができます。



女の子に贈る なりたい自分になれる本

上野千鶴子編/学陽書房

- 1 まずは自分を知ることからはじめよう!
- 2 私は何がしたいかな?
どうしたらできるだろう?
- 3 どのように人間関係をつくりたい?



●学習用ビデオ●

(改訂版)根絶!夫からの暴力'04 あなたは悩んでいませんか?

内閣府男女共同参画局企画

改正DV防止法をくわしく解説しています。暴力被害から相談、一時保護、自立までを映像でわかりやすく表現しています。



男女共同参画の時代

鹿嶋 敬 著/岩波新書

増える男性の過労死、女性の非正社員化、間接的女性差別、セクハラ、夫婦間暴力…。「男女共同参画社会基本法」が制定されて4年、この歪んだ状況は変わりうるか。21世紀の日本社会を決定づける重要課題をわかりやすく解説。



女性センター図書資料室で貸出します。

- 貸出時間: 月~金曜日の9時~17時 (祝日、年末年始除く)
- 図書貸出: 2冊まで・2週間
- ビデオ貸出: 2本まで・1週間



開催しました!

Re・Beワークセミナー 再就職準備講座

あなたの再就職を支援します

女性センターでは、出産や子育て・介護などで就労を中断した後、再就職にむけて準備するための講座として Re・Be ワークセミナー ～再就職準備講座～ を毎年開催しています。平成16年度も財団法人21世紀職業財団と共催し10月19日と20日の両日にわたり開催しました。

● Re・BE ワークセミナーの内容 ●

1日目

オリエンテーション後、どんな仕事に向いているかを知り、これからの仕事探しに役立てるために遠職発見シートを行いました。

続いて「企業が求める人材と資格」をテーマに(株)ニチイ学館西小牧営業所所長の牛崎清美さんに特に医療や介護の分野について今必要とされる人材のお話をさせていただきました。また、医療事務の資格を身につけ仕事に就くことができた方の体験発表があり、参加者は熱心にメモをとっていました。



2日目

西小牧公共職業安定所統括職業指導官齊藤洋悦さんを講師に、「地域の雇用状況、履歴書の書き方など」として、厳しい雇用情勢でも採用につながる求職活動についてお話いただき、履歴書や詳細な実務経験や自分が会得してきた能力等をまとめた職務経歴書の作成方法、面接は質問に対し臨機応変に対応できるよう事前に練習するなどの心得を学びました。

つぎに、(財)21世紀職業財団雇用管理アドバイザーによる「働く前に知っておくと得する保険、税金、法律」と題したパートタイム労働ガイダンスが行われ労働条件や社会保険、所得税などについて学びました。



参加者の声

- 今まで履歴書だけで求職活動をしていましたが、職務経歴書の作成はとても良い方法だと思いました。またサンプルも参考になりました。
- パートタイムの労働条件や保険など知らないことが多くためになりました。
- 受講してみて現役から遠ざかっている自分を感じ、再就職の難しさを知りました。



女性センター講座

男女共同参画社会実現のために必要な知識をいろいろな角度から学びました。

「男女共同参画講座」を開催しました

1回目 平成16年6月14日

テーマ

「きちんと知ろう年金制度」

講師 社会保険労務士 石 圭子さん

昨今話題になっている年金制度について、発足から改定の歴史やしきみ、受給までの概要を学び、雇用問題と年金の関わりや夫婦それぞれの受給から、女性の年金問題全般について考えました。



参加者の声

- 年金をもらうのはまだ先ですがためになりました。いくつかの例に思い当たることがあり、これを機に調べたいと思いました。
- 基礎的な年金のしくみが少し理解できました。
- 退職したときに少し勉強していましたが、かなり忘れていたので大変参考になりました。

2回目 平成16年6月21日

テーマ

「マネープランの見直しで安心生活設計」

講師 ファイナンシャルプランナー 須藤 臣さん

年金、生命保険、貯蓄、住宅ローンなどのマネープランについて学び、将来の安心生活のためには、自分自身に必要なプランを見極めることが何よりも大切であるとお話でした。



参加者の声

- 保険の見直しなどとても為になりました。
- わかりやすくお金のことを知ることができました。
- マネープランは大変参考になりました。もっと若い時に知っていたら良かったと思いました。

3回目 平成16年6月28日

テーマ

「知っておきたい女性のための法律」

講師 秀崎法律事務所 弁護士 秀崎ゆかりさん

雇用関係のトラブルやセクハラなどの職場での法律問題、DV被害者の深刻な現状や、離婚に関する裁判事例、養育費、財産分与など、女性が直面するさまざまな問題についてお話いただきました。



参加者の声

- 法律はたくさんあり難しいですが、ほんの一部でも知ることができて良かったと思いました。
- いろいろな事例を聞くことができ面白かった。
- DVは他人ごとと考えていましたが、法律を知っておく必要があると感じました。

【用語解説6】
固定的性別
役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というような社会の慣習・慣行や意識の中にある根強い考え方で、男女は初めから役割が異なっていて生き方が決まっているということや、その役割を期待することをいいます。この意識は男性ばかりではなく女性にも根強く見られます。この性別に基づく固定的な考え方は、個人の生き方が性によって決められることから男女共同参画社会を実現するうえで大きな妨げとなっています。

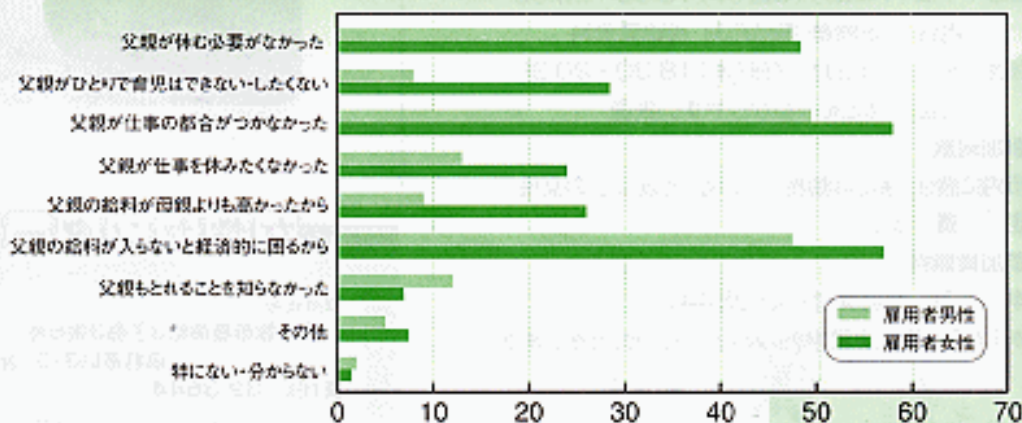
男女共同参画社会基本法においても「性別による固定的な役割分担等」が男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないこと(第4条)等が規定されています。

父親の育児休業取得率は
0.33%と極めて低い

厚生労働省の調べによると、男性の育児休業取得率は、平成14年度0.33%（配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合）ときわめて低い状況です。これに対し女性の育児休業取得率は64%（出産に占める育児休業者の割合）でした。父親がなぜ育児休業を取得しなかったのかその理由を男女別にみると、「父親の仕事の都合がつかなかった」が最も多くなっており、「父親の給料が入らないと経済的に困るから」「父親が休む必要がなかった」も男女ともに高くなっています。また、「父親がひとりで育児はできない」とする女性は3割弱となっています。

しかし、別の調査（ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する調査（個人調査）」（2002年））によると、今後子供が生まれたら夫に育児休業取得を希望する、と答えた女性は過半数を占めています。

父親が育児休業を取得しなかった理由（複数回答）



（備考）厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成14年度）
日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査（企業調査）」（平成15年）より作成。

知っていますか？ 法律のこと！

出産休暇

（労働基準法65条）

労働基準法は、女性労働者に産前産後の出産休暇を保障しています。

産前は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前からとることができます。出産が予定日より早まれば短縮され、遅れた場合は延長されることとなります。出産する予定の女性が休暇を請求した場合、事業主は必ず休暇を与えなければなりません。

産後休暇は、出産の日から8週間です。このうち、6週間は事業主が就業を命令することも、本人が就業を申し出ることもできません。産後6週間を経過した女性が申し出、医師が支障がないと認めるときは業務につかせることができます。

なお、産前産後の休暇中の賃金支払いは、労働基準法で特に定めはありませんが、賃金が支払われない女性労働者で健康保険の被保険者に対し、出産の日以前42日より出産の日以後56日までの間で労務に服していない期間、出産手当金として標準報酬日額の60%が支給され、出産育児一時金も支給されます。

（産前産後）

第65条

- ①使用者は、6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。
- ②使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
- ③使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

女性センター情報コーナー

女性センター講座

女性のエンパワーメント講座

～プレゼンテーション能力をみがこう～

仕事や地域活動の場で、的確な説明やはっきりとした意見を述べるができるように「プレゼンテーション」の能力を身につけましょう

●講師

札幌国際大学社会学部メディアコミュニケーション学科
助教授 武井昭也

- 1回目 平成17年2月3日(木) 18:30～20:30
内容 自己紹介・プレゼンテーションの基礎
- 2回目 平成17年2月10日(木) 18:30～20:30
内容 企画書・電話応対・視覚資料
- 3回目 平成17年2月17日(木) 18:30～20:30
内容 まとめ＝わかりやすい表現

○参加対象

市内に居住、または勤務している15歳以上の女性

○定員 30人

○参加費無料

○申込み 電話受付(32-3544)

※1歳6ヶ月以上就学前のお子さんの託児をします

春のおもてなし料理講座A・B

A 平成17年2月23日(水) 9:30～12:00

B 平成17年2月23日(水) 18:00～20:30

●講師 金子はるみ

◆内容 ホッキ炊き込みちらし、ホッキの茶巾蒸し
など3品を作ります

★詳しくは広報とまこまい2月号をご覧ください



16年度女性センター講座

女性センター利用案内

■所在地

苫小牧市若草町3丁目3番8号

ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)内

■TEL: 32-3544

■開館時間

9:00～21:00

■休館日

年末年始(12/31～1/5)

■利用対象

市内に在住・勤務する15歳以上の女性、学習グループなど

■利用申込

利用日の3ヶ月前の月初日から受付
(ただし周知期間が必要な会合等は6ヶ月前から)

■受付時間

月～金曜日の8:45～17:15(祝日・年末年始を除く)

■料金表

使用料の区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	1日 9時～21時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
講習室A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
※2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
講習室B、美術工芸室、交流学習室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、音楽室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

※上記のほか、設備・備品使用料及び冬期間暖房料がかかります。
入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。

編集後記

6月に開催した「男女共同参画講座」3回シリーズに数人の男性の参加がありました。初日、「きちんと知ろう年金制度」の話に熱心に耳を傾けているカップルもいてうれしいかぎりです。～男女共同参画社会実現のために必要な問題点を知り解決の方向を探る～ための講座。まずは多くの人に参加してもらい問題点を学ぶこと(そして解決への力とする!!)。次の企画もがんばります。

■発行日:平成16年12月

■発行:苫小牧市

[企画・編集] 市民部女性政策課

北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号 ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)4階
TEL0144-32-3544 FAX-37-2223 Eメール jcsel@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>



図書資料室は
どなたでも
自由にご利用ください

<月～金曜日>
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)